

議案第48号

逗子市介護保険条例の一部改正について

逗子市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成28年9月6日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市介護保険条例の一部を改正する条例

逗子市介護保険条例（平成12年逗子市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「毎月末日」を「7月から3月までの各月末日」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条及び第12条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の逗子市介護保険条例の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

平成29年度より介護保険料の普通徴収に係る暫定賦課を廃止することに伴い、改正の要あるため提案する。